

消防予第 162 号
平成 8 年 8 月 15 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

グリス除去装置の構造等の基準について(通知)

グリス除去装置については、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知)により運用願っているが、近年、厨房設備の多様化及び科学技術の進歩に伴って、従来のものと異なる方式、材質等によるグリス除去装置が開発されてきており、その構造等について検討が必要とされていたところである。

こうした背景を踏まえ、消防庁では、消防機関、社団法人日本厨房工業会等と共同して、グリス除去装置の構造等について調査研究を行い、今般、その検討結果を踏まえ、火災予防条例準則第 3 条の 4 第 1 項第 3 号に規定するグリス除去装置の構造等の基準を別添のとおり定めたので、その運用に遺憾ないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもよろしくご指導されるようお願いする。

別添

グリス除去装置の構造等の基準

1 適用範囲

この基準は、火災予防条例準則第 3 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋に設けるグリス除去装置について適用する。

2 用語の定義

(1) グリスエクストラクター 通常の油を使用する調理において発生する油脂を含む蒸気(以下「排気」という。)の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂及び塵埃等(以下「油脂分等」という。)を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、自動洗浄機構を有する装置をいう。

(2) その他のグリス除去装置 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、グリスエクストラクター以外のものをいう。

3 構造

(1) グリスエクストラクターの構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で 90% 以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を 270 に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を 1:3 の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を、自動的に洗浄できる機能を有する構造であること。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。

(2) その他のグリス除去装置の構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を、排気ダクトに入る前に天蓋内部で 75% 以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を 270 に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を 1:3 の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

なお、グリスフィルター(排気中の油脂及び塵埃等を排気ダクトに入る前に分離除去するもので天蓋内部に設けられる媒体物をいう。)のうち、グリス付着率が 10% 以上のものにあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が 180 に至るまで炎がダクトの入口までに至らないことを確認したものであること。

※グリス付着率〔%〕 $=\frac{\text{グリス除去装置の付着量〔g〕}}{\text{グリス回収容器回収量〔g〕}+\text{グリス除去装置の付着量〔g〕}}\times 100$

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、かつ、容易に清掃ができる構造であること。ただし、リース等により適正な維持管理がなされると認められるものについては、この限りでない。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。ただし、バフフルタイプ(油脂分等を除去する部分が鋼板を組み合わせた形状のものをいう。)以外のグリスフィルターの耐熱性にあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が 180 に至るまで、当該グリスフィルターに機能上支障を及ぼす破損・損傷等が生ずることのないものであること。

オ 前エにかかわらず、セラミックを用いたグリスフィルターにおいては、前エのただし書きの耐熱性を有するとともに、通常の洗浄に

使用される薬液中のアルカリ成分に対する耐食性を有し、かつ、曲げに対する 10 kg f / cm^2 以上の強度を有するものについては、前
工と同等とみなすものであること。